

福山市一般廃棄物処理基本計画策定等業務仕様書

第1章 総則

第1節 業務の目的

福山市（以下「本市」という。）においては、2016年（平成28年）3月に「福山市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、2021年（令和3年）3月に国や県の動向等を踏まえ、中間評価や必要な見直しを行い、「福山市一般廃棄物処理基本計画」を改定したところである。

本業務は、改定した「福山市一般廃棄物処理基本計画」（以下「現行計画」という。）が目標年度を迎えることから、現行計画を評価、検証し、近年の廃棄物関連行政を踏まえ、本市の廃棄物処理体制及び処理施設の整備等を反映した、新たな「福山市一般廃棄物処理基本計画」（以下「次期計画」という。）を策定するものである。

また、2016年（平成28年）3月に策定した「福山市・府中市・神石高原町循環型社会形成推進地域計画」について、次期計画の内容を反映させたものに改正する。

第2節 業務の名称

福山市一般廃棄物処理基本計画策定等業務

第3節 業務の場所

広島県福山市

第4節 業務の期間

契約締結の日から、2026年（令和8年）3月31日までとする。

第5節 適用の範囲

本仕様書は、本市が行う「福山市一般廃棄物処理基本計画策定等業務」に適用する。業務の内容及び範囲は「第2章 業務内容」のとおりとする。なお、本仕様書に明記のない事項であっても業務遂行上必要と考えられることについては、本市と受注者で協議の上、決定するものとする。

第6節 関係法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとする関係法令、通達、マニュアル及び条例等を遵守するものとする。

第7節 実施体制

- 1 受注者は、本業務を実施するに当たり、業務責任者を定め、本市に報告する。また、業務責任者を変更したときも同様とする。
- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができるものとする。

第8節 提出書類

本業務について、受注者は、速やかに本市に次の書類を提出し、その承認を受けるものとする。

1 着手時

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務責任者報告書

2 完了時

- (1) 業務委託完了通知書
- (2) 報告書等
- (3) 請求書

第9節 業務計画

- 1 受注者は、本業務の実施に当たっては、契約締結後2週間以内に「業務実施計画書」を本市に提出し、かつ、その内容を説明して本市の承諾を得なければならない。なお、業務実施計画書の様式は、協議の上定めることとする。
- 2 受注者は、業務計画の変更を行う場合は、その必要が生じたときからできるだけ速やかに本市に報告し、本市の承諾を得なければならない。

第10節 資料の貸与

本業務を実施するに当たり、必要な資料の収集は、原則として受注者が行うこととするが、本市が所有し、業務に利用可能な資料は貸与する。この場合、受注者は、貸与を受けた資料のリストを本市に提出し、貸与を受けた資料は、業務完了と同時に返却するものとする。

また、現行計画策定時の電子データ、ごみ組成分析調査資料については、本市が所有するデータを貸与するものとする。

第11節 業務の打合せ

本業務期間中、受注者は、本市と緊密な連絡を保ち作業するとともに、受注者は、その都度議事録を2部作成し、本市の承認を得るものとする。また、議事録は、双方各1部を保管するものとする。なお、受注者は、工程毎及び定期的に進捗状況の報告を本市に行うものとする。

第12節 秘密の保持

受注者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

第13節 関係官公庁等との協議

受注者は、関係する官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を求められた場合には誠意をもってこれに当たり、打ち合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、遅滞なく本市に提出するものとする。

第14節 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市と協議し、決定するものとする。

第15節 検査

受注者は、本業務終了後、所定の手続きを経て本市の検査を受けるものとする。本業務は、本市の検査合格をもって完了とする。

第16節 成果品

- 1 本業務において作成した成果品等は、本市に帰属するものとし、受注者は、本市の許可なく使用してはならない。
- 2 業務完了後に、明らかに受注者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。
- 3 本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 業務報告書（A4判、長期保存に耐えられるもの）	： 2部
(2) 一般廃棄物処理基本計画（A4判レザック製本）	： 5部
(3) 一般廃棄物処理基本計画 概要版（A4判8ページ程度）	： 5部
(4) 電子データ（CD-R）	： 一式

第2章 業務内容

第1節 ごみ処理基本計画策定業務

1 ごみ処理に関する基礎資料等の収集・整理

(1) 基本的事項の把握

次期計画の策定に当たり、基本事項として次に示す地域特性について、既存資料等により把握、整理する。

- ア 自然環境の把握（位置、地勢、気候等）
- イ 社会環境の把握（人口・世帯数、産業、観光等）
- ウ 生活環境の把握（上水道、下水道等）
- エ 都市環境の把握（土地利用状況、住宅、交通体系整備の状況等）

(2) ごみ処理の現況把握

次期計画の策定に当たり基礎的事項として、次に示すごみ処理等の実績について、過去10年間の資料等により整理・把握する。

ア ごみ処理の現況

本市におけるごみの収集・運搬、中間処理、最終処分等の状況について実績をフローチャート等で図示し、整理し、把握する。

イ ごみ処理体制

本市におけるごみの収集・運搬、中間処理、最終処分等に係る運営、維持管理体制等について整理し、把握する。

ウ ごみ処理の実績

ごみの種類別発生量、減量化・再生利用、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみの性状、温室効果ガス排出量等の状況について、過去5年間の実績を整理し、把握する。

また、ごみ処理に係る財政及び処理コストについても、過去10年間の実績を把握し、整理する。

エ ごみ処理の評価

ごみ処理に関する本市の処理実績及び処理システム等を整理した上で、レーダーチャート等を用いた客観的な評価を行い、今後の目標達成に向けた各種取組の達成状況を確認するための指標として活用できるものとする。

オ 課題の抽出

整理した実績をもとに、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分及びごみ処理経費等の項目ごとに課題を抽出及び分析し、整理する。

(3) ごみ処理行政等の動向

ア ごみ処理の現況

国、広島県、近隣市町村及び中核市におけるごみ処理行政の動向について整理する。

イ 関係法令等

ごみ処理に関する法令、国や広島県の廃棄物処理に関する基本方針や基本計画、環境保全等のごみ処理に関する法令等を整理する。

ウ ごみ処理技術の動向

近年のごみ処理技術に関する動向を調査し、整理する。

(4) 各種調査

ア 住民及び事業者を対象としたアンケート調査

次期計画策定の参考にするため、本市住民及び事業者を対象としたアンケート調査を

実施する。アンケート調査対象等は次のとおりとし、受注者は、アンケート調査票の作成、配布、集計及び解析を行うものとする。なお、アンケート調査票の配布及び回答方法については、別途協議する。

(ア) 住民

調査対象：福山市民

対象数：1,500世帯

(イ) 事業者

調査対象：市内事業所

対象数：500事業所

イ 自治体調査

一般廃棄物処理の効率化及び環境負荷の低減を目的として、次の事項について、広島県内、近隣自治体及び中核市の状況について調査を行い、取りまとめる。

(ア) ごみの有料化を導入している自治体について、整理し、把握する。

(イ) 粗大ごみ戸別収集の有料化、SNS等を活用したリユースを実施している自治体について、整理し、把握する。

(ウ) 他自治体のごみ分別区分の調査を行い、本市において、資源化できる可能性があるものについて明らかにする。

2 ごみ処理基本計画の基本方針等

(1) 基本方針

廃棄物をめぐる社会、経済情勢や技術開発の情報、地域の開発計画及び住民の要望等を整理し、循環型社会の形成を推進することの基本方針を定める。

(2) 計画目標年次及び計画期間

次期計画の計画期間は、2026年度（令和8年度）～2035年度（令和17年度）の10年間であり、中間目標年次である2030年度（令和12年度）に見直しを行う。

(3) 上位計画との整合

次期計画については、国の計画、広島県の計画、福山市総合計画等の諸計画との整合を図ること。

3 ごみ処理基本計画の内容

(1) ごみの発生量及び処理量の見込み

ごみの発生量及び処理量の見込みは、将来の人口予測、排出抑制及び3R推進等によるごみ減量効果等を勘案して、ごみの種類別に定める。

ア 行政区域内の人口予測

計画目標年次までの予測については、人口減少や少子高齢化の影響について考慮すること。また観光人口、住宅地等の開発計画等についても考慮すること。

イ ごみ発生量の予測

計画目標年次までの予測については、家庭系・事業系と分けて行う。

ウ 組成別ごみ発生量の予測

家庭系・事業系ごみ量の将来予測から、組成別ごみ発生量を予測する。

- エ ごみの排出抑制及び資源化の目標
ごみ発生量・資源化量の将来予測に基づき、減量目標、資源化目標について、整理し、目標値を設定する。
- オ 処理・処分量
中間処理及び最終処分量について予測する。
- カ 排出から再生利用、最終処分までのフロー図
目標値を達成するための処理システム及び処理量を明確にするため、目標年次における排出から再生利用、最終処分までの処理量のフロー図を作成する。
- (2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
ごみの排出の抑制のために講ずべき方策について、市民及び事業者ごとに定める。
- (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
家庭、事業所から排出される段階で、再生利用に配慮した区分で分別収集できるよう分別区分等について検討する。
- (4) ごみ処理計画の策定
処理計画は、次に掲げる項目について詳細な施策を検討する。目標年次までの処理計画の内容と現行の処理内容を踏まえ、ごみの種類別、処理主体別に定める。
 - ア 収集運搬計画
 - イ 中間処理計画
 - ウ 最終処分計画
- (5) 現有施設の状況
ごみ処理施設については、施設の状況を把握し、今後の施設のあり方を検討する。
- (6) その他の施策
 - ア 不法投棄に関する対応について
不法投棄・不適正処理への防止等の必要事項について検討する。
 - イ 災害廃棄物等に関する対応方針及び取扱について
別途定める災害廃棄物処理計画を参考に、必要事項を検討する。
 - ウ 地球温暖化防止対策
廃棄物処理に起因する温室効果ガス排出量を抑制した、ごみ処理システム及び温暖化防止対策について検討する。
- エ 関係法令の動向
各種リサイクル法に関する最新の動向を整理し、追加的な施策について検討する。
- オ プラスチック資源循環の促進
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の趣旨に基づき、既にリサイクルを実施している容器包装プラスチックに加えて、製品プラスチックのリサイクルの方向性を検討する。
- カ 事業系一般廃棄物の減量
本市が規定している事業系一般廃棄物減量計画書を参考に、主たる業種ごとの減量方針を検討する。
- キ 最終処分場の延命化
最終処分場の延命化に関する技術的な情報収集を行う。

第2節 生活排水処理基本計画策定業務

1 生活排水処理に関する基礎資料等の収集・整理

(1) 基本的事項の把握

計画の策定に当たり、本市の概要について整理する。なお、第1節第1項の基本的事項の把握で整理したものを活用できる場合は、省略できるものとする。

- ア 地理的・地形的特性
- イ 気候的特性
- ウ 人口動態
- エ 産業動向
- オ 土地利用状況
- カ 将来計画（開発計画等）
- キ 水環境、水質保全に関する状況

(2) 生活排水の現況と課題

計画の策定に当たり基礎的事項として、次に示す生活排水処理等の実績について過去10年間の資料等により整理し、把握する。

ア 現状把握

生活排水処理の状況やし尿及び浄化槽汚泥の処理実績、収集運搬等の実績について、現状をとりまとめる。

(ア) 生活排水処理状況

- a 生活排水の処理体系
- b 生活排水の排出状況
- c 生活排水処理率
- d 生活排水処理に係る問題点

(イ) し尿等の処理状況

- a し尿処理の流れ、処理、処分状況
- b 収集区域の範囲
- c 収集運搬の方法
- d 収集実績

イ 課題の抽出

整理した実績をもとに、収集・運搬、中間処理及び最終処分等の項目ごとに課題を抽出、分析し、整理する。

(3) 生活排水処理行政の動向

国、広島県、近隣自治体及び中核市における生活排水処理行政の動向について、整理する。

(4) 現有施設の状況

本市の生活排水処理施設の種類ごとに施設能力、処理方式等について整理する。また、生活排水処理施設の処理の状況、再資源化の状況等についても把握する。

2 生活排水処理基本計画の基本方針等

(1) 基本方針

生活排水をめぐる社会、経済情勢や技術開発の情報、地域の開発計画及び住民の要望等を整理し、循環型社会の形成を推進するための基本方針を定める。

(2) 計画目標年次及び計画期間

次期計画の計画期間は、2026年度（令和8年度）～2035年度（令和17年度）の10年間であり、中間目標年次である2030年度（令和12年度）に見直しを行う。

(3) 上位計画との整合

次期計画については、国の計画、広島県の計画、福山市総合計画、福山市污水处理施設整備構想、生活排水処理に関する他計画（下水道計画、合併浄化槽設置計画等）等の諸計画との整合を図ること。

(4) 生活排水の発生量及び処理量の予測

ア 行政区域人口の予測

計画目標年次までの予測については、人口減少や少子高齢化の影響について考慮すること。また、観光人口、住宅地等の開発計画等についても考慮すること。

イ 処理形態別人口の予測

生活排水処理の現状、将来人口予測等を勘案し、し尿及び浄化槽汚泥の収集人口を予測する。

ウ し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測

生活排水処理の現状、将来人口予測等を勘案し、し尿及び浄化槽汚泥の発生量及び処理量を予測する。

3 生活排水処理基本計画の内容

基本方針に沿って、目標年次における生活排水の種類別、処理主体別に生活排水処理全体の整合を図り、内容を定める。

(1) 生活排水処理計画

ア 処理の目標

イ 生活排水を処理する区域及び人口等

ウ 処理施設及びその整備計画の概要

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

ア 排出抑制・再資源化計画

イ 収集運搬計画

ウ 中間処理計画

エ 最終処分計画

(3) 広報・啓発活動

その他広報・啓発活動、生活排水処理に関して必要な施策について、検討する。

第3節 その他の支援業務

1 審議会の支援

次期計画は、本市が設置する廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問した上で策定するため、審議会の出席及び資料作成等の支援を行う。審議会の実施回数は3回とし、回数に増減がある場合は協議し、取扱いを定める。

(1) 審議会資料の作成

審議会における協議資料を作成する。

(2) 審議会への出席

審議会へ出席し、本市が指示する場合に技術説明等を行う。

(3) 審議会議事録の作成

審議会議事録を作成する。

2 パブリックコメントの支援

次期計画の策定について、広く市民及び事業者へ周知することを目的に、本市が定める手法においてパブリックコメントを実施するため、その支援を行う。

(1) 素案の作成

パブリックコメントの実施に向けた素案作成を行う。

(2) 回答案の作成

パブリックコメントに対する回答案の作成を行う。

3 一般廃棄物処理実施計画の策定支援

次期計画に基づいた、一般廃棄物処理実施計画の策定支援を行う。

第4節 福山市・府中市・神石高原町循環型社会形成推進地域計画の改定

1 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までを計画期間とする福山市・府中市・神石高原町循環型社会形成推進地域計画について、次期計画の記載事項に留意し、次の項目について改正を行う。なお、とりまとめの際は、第1節、第2節の内容を踏まえて行うこと。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

(3) 施策の内容

(4) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(5) 計画フォローアップと事後評価